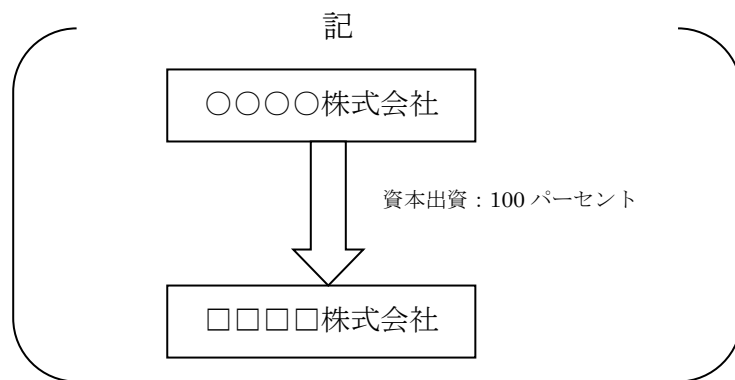


兼務を必要とする理由書（例2）

1. 当事業場には、電気主任技術者免状の交付を受けている者がいない。
2. 当事業場は、比較的小規模な施設である。
3. 兼務させようとする は、 【同系列の場合：下記のとおり当社の資本出資により、密接な関係にある 】の従業員であり、電気保安に深い経験を有し、かつ、当事業場の設備に関する技術指導者でもあるので、今回、当事業場の電気主任技術者として兼務させたい。



4. 当事業場の最大電力が 2,000 キロワット以上又は、電圧が 7,000 ボルトを超えるときは、専任の電気主任技術者を選任いたします。